

令和元年 第2回定例会

館林衛生施設組合議会会議録

令和元年 11月 13日 開会

令和元年 11月 13日 閉会

館林衛生施設組合

令和元年館林衛生施設組合議会第2回定例会会議録目次

議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
説明のために出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会及び開議	4
会期の決定	4
会議録署名議員の指名	4
議案第11号	4
議案第12号	5
議案第13号	5
議案第14号	5
議案第15号	8
議案第16号	9
議案第17号	10
議案第18号	11
管理者の挨拶	14
閉会	15
署名議員	16

令和元年館林衛生施設組合議会第2回定例会会議録

令和元年11月13日(水曜日)
公立館林厚生病院 3階 講堂

議 事 日 程

令和元年11月13日午後2時30分開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第4 議案第12号 館林衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例
議案第13号 館林衛生施設組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する
条例
議案第14号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関
係条例の整備に関する条例
- 第5 議案第15号 館林衛生施設組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正す
る条例
- 第6 議案第16号 館林衛生施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改
正する条例
- 第7 議案第17号 館林衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第18号 平成30年度館林衛生施設組合歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（10名）

1 番	井野口 勝 則 君	2 番	森 田 武 雄 君
3 番	向 井 誠 君	4 番	小 林 信 君
5 番	亀 井 伝 吉 君	6 番	森 田 義 昭 君
7 番	藤 野 一 也 君	8 番	奥 澤 貞 雄 君
9 番	森 雅 哉 君	10 番	橋 本 和 之 君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

管 理 者(館林市長)	須 藤 和 臣 君
副管理者(館林市副市長)	小 山 定 男 君
板倉町副町長	中 里 重 義 君(副管理者板倉町長代理)
明和町副町長	瀬 下 嘉 彦 君(副管理者明和町長代理)
千代田町副町長	坂 本 道 夫 君(副管理者千代田町長代理)
監査委員	富 永 裕 文 君
会計管理者	黒 澤 文 隆 君
事務局長	打 木 雅 人 君
施設課主幹兼環境施設係長	奥 山 浩 康 君
施設課衛生施設係長	野 村 浩 一 君
総務課総務係長	青 木 裕 二 君

事務局職員出席者

書 記	江 原 俊 介	書 記	多 田 知 子
書 記	武 井 沙 織	書 記	瀧 口 陽 介

第 1 開会及び開議

(令和元年11月13日午後2時30分開会)

○議長(井野口勝則君) ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、告示第3号をもって招集されました令和元年館林衛生施設組合議会第2回定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに会議を開きます。

第 2 会期の決定

○議長(井野口勝則君) 日程第1、会期の決定をいたします。

本定例会の会議を本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) ご異議ないようですから、さよう決定いたしました。

第 3 会議録署名議員の指名

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に、6番、森田義昭君、7番、藤野一也君を指名いたします。

第 4 議案第11号

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第3、議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、須藤和臣君。

○管理者(須藤和臣君) 議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について申し上げます。

本案は、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である群馬東部水道企業団が令和2年4月1日から常勤の職員に係る退職手当の支給事務を、及び同組合の組織団体である藤岡市が消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金の支給事務を共同処理するため、規約の一部を改正するものでございます。

また、今回の改正に合わせて、規約別表中の一部事務組合の掲載順を一部事務組合の設立順に従い変更するものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(井野口勝則君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第11号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(井野口勝則君) 挙手全員。

よって、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

第 5 議案第12号・議案第13号・議案第14号

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第4、議案第12号 館林衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、

議案第13号 館林衛生施設組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例、

議案第14号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、

以上、3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、須藤和臣君。

○管理者(須藤和臣君) 議案第12号 館林衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を整備するものでございます。

次に、議案第13号 館林衛生施設組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例について申し上げます。

本案は、議案第12号と同様の理由により、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を整備するものでございます。

次に、議案第14号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について申し上げます。

本案につきましても、会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

内容について申し上げますと、会計年度任用職員に係る休職の期間、減給の効果及び旅費支給等に関する規定を設けるとともに、当該制度の導入に併せて非常勤職員に係る育児休業制度を整備するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(井野口勝則君) 説明が終わりましたので、3議案について一括して質疑を行います。
4番、小林信君。

○4番(小林信君) まず、議案第12号についてお尋ねしますが、フルタイムの職員とパートの職員についてですが、具体的にはどのような違いがあるのか、また、本組合ではフルタイムの職員はどの程度になり、パートタイムはどのくらいになるのかお尋ねします。

次に、第14号についてですが、育児休業の関係であります、いろいろと書いてあるのを読んでいきますと大変ややこしくなっておりますので端的にお尋ねいたしますが、この1歳児から2歳児までに分かれておりますが、それぞれどういう規定に基づいて、1歳児、1歳6か月、2歳児というふうに分けられているのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長(井野口勝則君) 事務局長、打木雅人君。

○事務局長(打木雅人君) ご質問にお答えします。

会計年度任用職員につきましては、フルタイムとパートタイムの2種類がございまして、フルタイムにつきましては、通常の常勤職員と同じ勤務時間を勤務する職員となります。パートタイムにつきましては、週38時間45分未満のいわゆる短時間勤務の職員という位置付けになります。また、現在組合における人数でございまして、現在組合におきましては、非常勤職員が嘱託という形で2名在籍しております。今後、嘱託という制度はなくなりまして、全て会計年度任用職員の制度に移行しますので、この2名について会計年度任用職員への移行を検討しております。

また、議案第14号の育児休暇に関するご質問でございまして、今回の条例改正に伴いまして、非常勤職員につきましては原則として一定の要件を満たす場合には、1歳到達日まで育児休業を取得することが可能となりました。また、議員ご質問のとおり、さらに一定の要件を満たす場合には、1歳2か月、1歳6か月、又は2歳に達する日まで取得が可能となります。具体的なその期間の違いでございまして、原則は1歳到達日までということになります。1歳2か月に達するまで取得できるケースといたしますと細かい条件がございまして、配偶者と職員それぞれが育児休業をしようとする場合にまず1歳2か月、育児休業が取得することになります。なお、この場合、職員の育児休業期間は最長で1年という形になります。次に、1歳から1歳6か月に達する日まで育児休業することができるケースですが、これにつきましても細かい条件がございまして、まず1点目として、職員又は配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしていることが1点目、かつ2点目としまして、保育所における保育を希望しているけれども、当面その実施が行われない場合、あるいは子を養育する予定であった配偶者が死亡した場合、あるいは病気になった場合、別居となった場合、次の子どもを出産する場合等の細かい条件が設定されております。また、2歳に到達する日まで育児休業をする場合の条件につきましても、同様に細かい規定がございまして、具体的に申し上げま

すと、その職員が任命権者が同じである職に引き続き在職した期間が1年以上であること、また子が2歳になるまで任用期間があること、職員又は配偶者がこの1歳6か月到達日に育児休業をしていること、さらに先ほどと同様ですが、保育所における保育が行われない場合ですとか、子を養育する予定であった配偶者が死亡した場合、病気になった場合、別居となった場合、次の子どもを出産する予定がある場合となっております。条例上はこれらのことを表現するためにこのような表現となっているものでございます。

以上でございます。

○議長(井野口勝則君) 4番、小林信君。

○4番(小林信君) フルタイムとパートタイムで現在本組合の職員としては2名が該当して、この2名はフルタイムの職員として予定をされるという答弁があったわけですが、この職員以外の人は既に常勤職員としてなっておられるのか確認をいたしたいと思います。

それから、保育を希望しても保育に至らないという条件があるというお話があったわけですが、例えば施設内で保育をするというような考え方というのは今後の中で考えられないか、また、この育児休業に該当するような職員が現在どの程度おられるのかお尋ねいたします。

○議長(井野口勝則君) 事務局長、打木雅人君。

○事務局長(打木雅人君) お答えいたします。

現在当組合におきましては、嘱託職員は2名採用しておりますが、いずれの職員も現在の規定では短時間勤務の嘱託職員という位置付けになっております。今後、会計年度任用職員に移行するわけですが、先ほどちょっとわかりづらい表現で申し訳ございませんでした。フルタイム任用職員というわけではなく、いずれかの形での会計年度任用職員に移行するという形を考えております。

また、施設内保育についてでございますが、現在衛生施設組合におきましては、嘱託職員を含めて僅か14名の組織でございますので、現段階におきましては、施設内の保育については検討はしておりません。また、育児休業の該当となるような職員の数でございますが、現在も非常勤職員、いわゆる嘱託職員につきましては、ある程度の高齢の方でございますので、育児休業に該当するようなことはないかと思います。

以上でございます。

○議長(井野口勝則君) 4番、小林信君。

○4番(小林信君) フルタイムかパートタイムかについては、今後、検討といった内容の答弁だったかなと思うのですが、これは本人の希望を聴取してフルタイムにするのかパートにするのかを決定するということによろしいのかどうなのかお尋ねをします。

それから、保育に関しては、現在そのような対象年齢の職員は現存しないということで確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいかどうかお願いいたします。

○議長(井野口勝則君) 事務局長、打木雅人君。

○事務局長(打木雅人君) 会計年度任用職員につきまして、フルタイムかパートタイムかで

ございますが、これは本人の希望もヒアリングといいますか、聞く機会も設けますが、まず1点目は業務の量に応じて勤務時間のほうは設定していきたいと考えております。

また、非常勤職員の育児休業の関係でございますが、現在在籍している非常勤嘱託職員につきましては、先ほどご説明しましたとおり、年齢的に該当するケースはないと考えております。

以上でございます。

○議長(井野口勝則君) ほかに。

質疑を打ち切ります。

討論、採決は各議案ごとに行います。

まず、議案第12号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第12号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(井野口勝則君) 挙手全員。

よって、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第13号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第13号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(井野口勝則君) 挙手全員。

よって、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第14号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第14号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(井野口勝則君) 挙手全員。

よって、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

第 6 議案第15号

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第5、議案第15号 館林衛生施設組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

管理者、須藤和臣君。

○管理者(須藤和臣君) 議案第15号 館林衛生施設組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、不正競争防止法等の一部を改正する法律により工業標準化法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容について申し上げますと、これまでJIS規格の名称であった日本工業規格が日本産業規格に改められましたので、条例中の文言を同様に改正するものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(井野口勝則君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第15号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(井野口勝則君) 挙手全員。

よって、議案第15号は原案どおり可決いたしました。

第 7 議案第16号

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第6、議案第16号 館林衛生施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

管理者、須藤和臣君。

○管理者(須藤和臣君) 議案第16号 館林衛生施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国家公務員について超過勤務を命ずる時間及び月数の上限を定める時間外労働の上限規制が導入されたことを踏まえ、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由

の説明といたします。

○議長(井野口勝則君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第16号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(井野口勝則君) 挙手全員。

よって、議案第16号は原案どおり可決いたしました。

第 8 議案第17号

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第7、議案第17号 館林衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、須藤和臣君。

○管理者(須藤和臣君) 議案第17号 館林衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により地方公務員法が一部改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容について申し上げますと、職員が成年被後見人又は被保佐人に至った場合に失職することがなくなったことを踏まえて、関係規定を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(井野口勝則君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第17号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(井野口勝則君) 挙手全員。

よって、議案第17号は原案どおり可決いたしました。

第 9 議案第18号

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第8、議案第18号 平成30年度館林衛生施設組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、須藤和臣君。

○管理者(須藤和臣君) 議案第18号 平成30年度館林衛生施設組合歳入歳出決算の認定について申し上げます。

平成30年度の歳入決算額は11億3,919万1,534円となり、予算に対する収入率は100.93%でございます。

また、歳出決算額は10億4,695万5,805円で、その執行率は92.76%となり、歳入歳出差引残額は9,223万5,729円でございます。このうちから8,700万円を財政調整基金に積立てし、残り523万5,729円を翌年度へ繰越すことといたしました。

まず、歳出決算の主な内容について申し上げます。

ごみ処理事業につきましては、たてばやしクリーンセンター及びいたくらリサイクルセンターを安定的に稼働させ、1市2町のごみを衛生的かつ適正に処分いたしました。

また、最終処分場のめいわエコパークにつきましては、平成30年度から供用を開始し、たてばやしクリーンセンターから排出される焼却灰の一部を埋立処分しております。

次に、し尿処理事業につきましては、浄化槽汚泥の処理を中心に、汚泥の質・量の変動に対応しながら、施設の効率的・経済的運転に努めてまいりました。

特に、稼働後28年を経過した館林環境センターにつきましては、安定した性能を維持するため、機械設備の点検整備を適正に行いました。

次に、歳入決算の主な内容について申し上げます。

分担金及び負担金につきましては、前年度比8.8%の減少となったのをはじめ、手数料につきましても、1.6%の減少となっております。

諸収入につきましては、資源物の売払いにより前年度に比べ増収となっております。

また、組合運営に必要な財源を確保するため、財政調整基金を積極的に活用し、本年度におきましても健全な財政運営に努めてまいりました。

以上、決算の概要について申し上げます。

よろしくご審議の上、認定くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(井野口勝則君) 説明が終わりました。

続いて、監査委員より決算審査の報告を願います。

監査委員、富永裕文君。

○監査委員(富永裕文君) 審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

本組合の平成30年度決算書及び会計書類の審査を本年7月11日、組合事務所において、早川監査委員と共に実施いたしました。その結果は、別紙本組合議会第2回定例会議案の26ページ第4、審査の結果のとおりでございますので、ご一覽をお願い申し上げます。

よって、本会計及び決算書等は適正に表示されていることを認める報告をいたします。令和元年11月13日、監査委員代表、富永裕文。

以上でございます。

○議長(井野口勝則君) 決算審査の報告が終わりましたので、質疑を行います。

4番、小林信君。

○4番(小林信君) それではまず、ページで8ページ、歳入のほうですが、ごみ処分手数料が未納になっている131万6,952円ですが、この内容はどのようなことで収入未済になっているのかお尋ねします。

次に、20ページ、衛生費の中のごみ処理費ですが、不用額が需用費では1,400万、また委託料が3,200万円と不用額が生じておりますが、それぞれ昨年12月議会で需用費は2,300万円減額、また、委託料についても2,200万円補正で減額をした上に立って、不用額がこれだけ出たということは当初予算の見積もりが正しく行われていたのかどうなのかその点お尋ねします。

次に、24ページ、し尿処理費ですが、ここでも不用額が委託料で423万9千円と出ておりますが、ここについても昨年12月の補正で1,100万円程度の減額がされておりますが、これらの内容についてお尋ねいたします。

○議長(井野口勝則君) 事務局長、打木雅人君。

○事務局長(打木雅人君) お答えいたします。

まず、8ページのごみ処分手数料の関係でございます。これにつきましては、ごみを直接施設に搬入した場合に一定の条件に該当した場合にごみ処分手数料を払っていただいております。これにつきましては、月ごとに取りまとめをしまして請求をしているものでございますが、このうち何件かにつきましては、未納となっております、その分がこの数字に収入未済額として掲げられているものでございます。

それから、ごみ処理費でございますが、ごみ処理費の中の需用費、それから委託料につきまして不用額が生じているとのご指摘がございました。その主な不用額が生じた要因でございますが、需用費につきましては、その中の消耗品費、さらに具体的に申し上げますと、ごみ処理に使っている薬品購入につきまして不用額が生じました。これにつきましては、衛生施設組合のクリーンセンターの稼働がまだ2年目で、稼働実績、薬品使用量の実績が

ないことから、標準的な使用量を見込んで積算したものでございますが、運転管理の工夫等により、通常の使用量よりも薬品使用量が抑えられたためにこのような形となりました。また、この件につきましては、途中段階である程度の見込みができたものですから、12月に途中段階で補正をさせていただいたものでございますが、この薬品につきましては、何らかのトラブルがあった場合にはやはり使用量が急激に増加することから、一定量分につきましては、余裕を見た積算をしましたので、結果的にこのような形になりました。また、委託料につきましては、ごみ処理施設の運営に係る各種の委託料、かなり運転管理、あるいは焼却灰の処分等で多額の費用が掛かりますが、これについては、その委託の契約差金が主な理由でございます。これにつきましても、途中段階で一度補正はしておりますが、あくまで途中段階でのものであるため、3月分まで間違いなくごみ処理ができるよう、ある程度の余裕額を取りましたので最終的にこのような不用額となりました。

また、し尿処理費における委託費の不用額でございますが、し尿処理につきましては、通常のし尿処理と同時に、老朽化している現在のし尿処理施設の更新を見据えた更新の検討も行っております。今回のし尿処理費で発生した不用額につきましては、主にし尿処理施設の更新事業におきまして、当初予定しておりました施設を更新するにあたって必要な生活環境影響調査につきまして、県との打合せにより、今回は新設ではなく変更の工事に該当するという判断が示されましたので、そこら辺の業務を見送ったことにより生じたものでございます。

以上でございます。

○議長(井野口勝則君) 4番、小林信君。

○4番(小林信君) 131万6千円についての回収の見通しについてはどうなっておられるのかお尋ねします。また、未納となっている方に対する請求等はどのように行われているのかお尋ねします。

次に、委託料等の減額について、委託料について、特に業者に対して委託料の減額を要求したというようなことはないかどうかお尋ねをいたします。

○議長(井野口勝則君) 事務局長、打木雅人君。

○事務局長(打木雅人君) 手数料に対する滞納の場合の対応でございますが、滞納者に対しましては、まずは督促状を送付し、納入のほうをお願いしております。また、それでも納付がないときには、電話により交渉を行います。また、これを繰り返してもさらに納付がないときには自宅等を直接訪問し、納付の交渉を行っております。

また、委託料につきましては、委託業務の内容に応じまして、場合によりましては、変更契約で減額をしているようなケースもございます。

以上でございます。

○議長(井野口勝則君) 4番、小林信君。

○4番(小林信君) 回収の見込みはどのようになっているか、手数料について督促等は行っ

ているということですが、この回収の見込みはどうなっているのかお尋ねをします。

また、委託料が委託先の業者に対して過大な減額を要求したというようなことはないかどうか再度確認させていただきます。

○議長(井野口勝則君) 事務局長、打木雅人君。

○事務局長(打木雅人君) ごみ処分手数料回収の見込みでございますが、ごみ処分手数料につきましては、いわゆる廃棄物処理業者が多額に納めていただくものから、一般家庭から生じるごみを本当に少量持ち込むものまで多数ございます。このうち、廃棄物処理業者が持ち込む大量のごみにつきましては、事業に伴うという形で、これについてはほぼ100%納入されておりまして、滞納となっているもののほとんどが生活系、あるいは小規模の個人業者からのものございまして、現段階におきましては、まだまだこれは一件一件につきましては少額なものですから、粘り強く説明をし、回収はある程度は可能であると考えております。

それから、委託料の減額についてでございますが、委託料を減額するときは私どものほうで当然一方的に減額するのではなく、相手方と契約協議を行い、双方の合意の上でこのような手続きを取ることになっておりますので、こちらから一方的に要求するようなことはございません。

以上でございます。

○議長(井野口勝則君) ほかに。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第18号を認定することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(井野口勝則君) 挙手全員。

よって、議案第18号は認定することに決しました。

第 10 管理者の挨拶

○議長(井野口勝則君) 以上で、本日の議事日程の全部を終了いたしました。

この際、管理者から挨拶したい旨、申し出がありましたので、これを許します。

管理者、須藤和臣君。

○管理者(須藤和臣君) 本日は、提案させていただきました全議案につきまして、原案のとおり可決を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

さて、去る、たてばやしクリーンセンターの落雷事故につきましては、未だ全面復旧には至ってございませんが、しかしながら10月18日にクリーンセンターでの計量を再開することが

できたことによりまして、通常業務に支障がないところまで復旧をしてきてございます。3施設一体的管理の下、災害に強い施設運営を今後さらに志し、早期の全面復旧に向けて職員一丸となって取り組んでまいりたいと存じます。

また、先月28日に開催いたしました正副管理者会議におきまして、井野口勝則議長よりごみ処理事業公債費の負担割合に関する要望書の提出を受けました。3回にわたります議員の皆様との懇談会に対しまして、また、いただいた要望書に対しまして、心から敬意を表したいと存じます。今後におきましては、組合議会の意見も考慮させていただきながら、この問題を早急に解決すべく関係市町間で協議を進めてまいりたいというふう存じますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、今日は冒頭に、井野口議長さんよりそれぞれの構成市町の町長に代わって副町長が出席している旨、ご紹介をいただきました。実は今日は山本知事が招集されまして、町村長の会議が開催を4時から前橋のほうでされているということでございます。中身は台風19号のことや豚コレラのことなどがテーマにあるそうでございまして、そのようなことでそれぞれの町長が前橋に出向いてございますことを申し添えさせていただきたいと存じます。

議員各位には、大変様々な点においてご心配をお掛けいたしてございますが、引き続きご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます、本日のお礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

第 11 閉 会

○議長(井野口勝則君) 以上をもちまして、館林衛生施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。

(午後3時11分閉会)

令和元年 月 日

議 長 井野口 勝 則

議 員 森 田 義 昭

議 員 藤 野 一 也